



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2019.7 No.396



場 所：須磨離宮公園(神戸市須磨区)
撮影者：林 昇平(山口運送株式会社)

主な記事

- 第61回定時総会を開催しました
- 「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」について
- 令和元年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

主な同封物

- 「引越基本講習」の開催について
- 夏の交通事故防止運動

CONTENTS



第61回定時総会を開催しました 1

行政からのお知らせ

(環境省)「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」について 5

(兵庫県)令和元年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱 6

事務局からのお知らせ

トラック運送業界の働き方改革アクションプラン等周知セミナーを開催しました。 9

「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰」について 10

令和元年度『経営診断受診促進助成事業』の実施について 11

理事会だより 12

陸災防のページ

はい作業主任者技能講習会のご案内 13

会員だより 17

協会日誌 19

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導事項(今月のテーマ「社会保険の加入について」) 20

第61回定時総会を開催しました

令和元年6月19日(水)ANAクラウンプラザホテル神戸において、第61回定時総会が開催されました。

開会に先立ち兵ト協会長表彰受賞者23名の表彰式及び全ト協会長表彰受賞者10名の伝達式が行われました。議事では、「平成30年度事業報告」及び「平成30年度公益目的支出計画実施報告」の報告事項に続いて「平成30年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）の承認について」、「理事56名の選任について」「監事3名の選任について」の議案が審議され、いずれも原案通り承認されました。

総会終了後に開催された臨時理事会の中で新たに選任された理事の互選により、正・副会長、常任理事、専務理事が選定されました。

その後、交通遺児救援金の贈呈式を行い、会員事業者からいただいた多額の募金を福永会長から交通遺児等育成基金へ寄贈し、感謝状をいただきました。

また、国土交通省・兵庫労働局・兵庫県警・自動車事故対策機構から多数の来賓が出席され、栗原弥生 近畿運輸局自動車交通部長、嶋田憲嗣 兵庫労働局労働基準部監督課長、橋本康 兵庫県警察本部交通部長が祝辞を述べられました。



福永会長



(敬称略)



栗原自動車交通部長 (近畿運輸局)



嶋田監督課長 (兵庫労働局)



橋本交通部長 (兵庫県警察)

兵ト協会長表彰受賞者

経営者

氏名	事業所名
北野 芳 則	中 兵 庫 運 輸 有 限 会 社
豊田 泰 輝	豊 田 運 送 有 限 会 社
田辺 秀 樹	田 辺 組 運 送 株 式 会 社
高橋 直 之	有 限 会 社 高 橋 商 店
日下部 昇 吾	株 式 会 社 八 鹿 遞 送
天野 功	天 野 運 輸 株 式 会 社

中間管理者

氏名	事業所名
水野 裕 夫	ト ヨ タ 輸 送 株 式 会 社
本村 博 文	ト ヨ タ 輸 送 株 式 会 社
深山 道 信	ト ヨ タ 輸 送 株 式 会 社
森脇 英 樹	三 田 運 送 株 式 会 社
高見 敬 三	加 西 合 同 貨 物 自 動 車 株 式 会 社

運転者

氏名	事業所名
酒井 清 二	株 式 会 社 ヨ シ ダ 商 事 運 輸
新井 竜 治	株 式 会 社 ヨ シ ダ 商 事 運 輸
若生 勉	株 式 会 社 ヨ シ ダ 商 事 運 輸
立石 伸 治	株 式 会 社 ヨ シ ダ 商 事 運 輸
福井 顯 和	株 式 会 社 ヨ シ ダ 商 事 運 輸
井上 利 哉	近 畿 シ ス テ ム 管 理 株 式 会 社
笠原 徹	ト ヨ タ 輸 送 株 式 会 社
南都 晃 二	ト ヨ タ 輸 送 株 式 会 社
梅原 嘉 文	ト ヨ タ 輸 送 株 式 会 社
長谷川 裕 己	ト ヨ タ 輸 送 株 式 会 社
河西 一 雄	株 式 会 社 浅 井

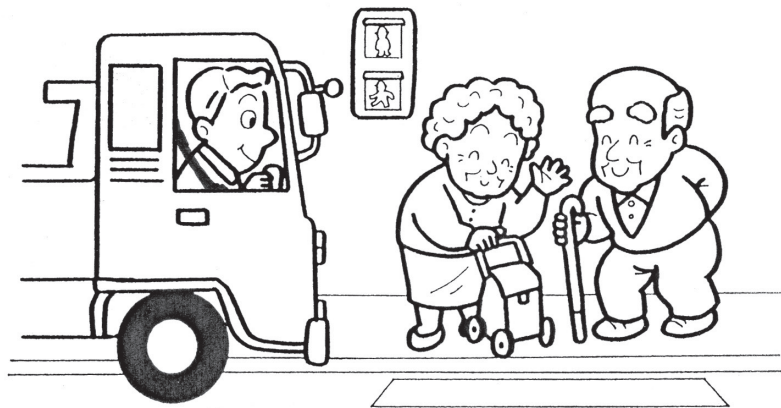
職員

氏名	事業所名
藤原 真紀子	兵庫県トラック協会西播支部

全ト協会長表彰受賞者

経営者

氏名	事業所名
山本 茂	株式会社山滋運輸
土橋 悟	株式会社鴻池商運
古川 敏隆	株式会社有限会社
里岡 昭一	山手物流株式会社
松原 正武	三田運送株式会社
山口 一幸	山口運送株式会社
片川 守之	株式会社神明通商
田中 康之	平野運送株式会社
清瀬 一郎	株式会社シキトウサービス
櫻井 典子	中播運輸工業有限公司



OFF

きれいな空気を大切に...

アイドリングストップ宣言

(一社)兵庫県トラック協会

兵 卜 協 新 役 員 名 簿

(敬称略)
令和元年6月19日

会長	福 永 征 秀	信 栄 運 輸 (株)			
副会長	原 岡 謙 一	(株) 原 岡 運 送 店	櫻 井 光 男	加 西 合 同 貨 物 自 動 車 (株)	
	堀 秀 夫	和 歌 山 運 送 (株)	藤 原 康 雄	明 石 運 輸 (株)	
	尾 上 昌 史	淡 路 共 正 陸 運 (株)	木 南 一 志	(株) 新 宮 運 送	
専務理事	西 川 孝 秀	事 務 局			
常任理事	藤 本 達 也	日 本 通 運 (株) 神 戸 支 店	村 上 功	栄 進 急 送 (株)	
	椿 本 和 生	(株) 三 和 総 業	上 田 勝 嗣	(株) ユービーエム	
	永 井 謙 三	協 栄 運 輸 (株)	藤 原 典 生	丸 二 運 送 (有)	
	松 村 憲 明	(株) マ ツ ム ラ	山 口 一 幸	山 口 運 送 (株)	
	今 村 竜 彦	(有) 丸 京 運 送	碓 永 良 三	碓 永 自 動 車 (株)	
	矢 納 利 夫	(株) サ ラ ブ エ ク ス プ レ ス	笹 山 誕 一	笹 山 運 送 (株)	
	濱 田 長 伸	(株) 浜 田 運 送	黒 田 ト オ ル	黒 田 運 輸 (株)	
	日 下 部 昇 吾	(株) 八 鹿 通 送	稲 田 豊	稲 田 運 送 (株)	
理事	中 島 孝 博	尼 崎 南 運 輸 (株)	吉 田 慎 太 郎	(株) ヨ シ ダ 商 事 運 輸	
	大 西 康 雄	近 畿 通 産 (株)	前 原 幸 喜	前 原 運 送 (株)	
	里 岡 昭 一	山 手 物 流 (有)	西 村 修 治	大 同 通 運 (株)	
	吉 良 康 幸	今 津 陸 運 (株)	森 上 明	有 馬 運 輸 (株)	
	北 野 政 弘	氷 上 運 送 (有)	南 谷 幸 宏	(株) 大 前 運 送 店	
	増 本 幸 由	ま す も と 運 輸 (株)	奥 野 友 和	奥 野 運 輸 産 業 (株)	
	内 山 克 己	(株) 神 戸 急 配 社	平 戸 伸 和	平 戸 梱 包 運 送 (株)	
	脇 村 照 彦	(有) 山 一 運 送	苗 村 祐 作	台 神 商 運 (株)	
	藤 本 米 造	藤 本 運 送 (株)	大 西 範 行	大 西 組 運 輸 (有)	
	田 中 康 之	平 野 運 送 (株)	増 田 肇	播 州 商 運 倉 庫 (株)	
	南 直 祐	京 阪 運 送 (株)	堀 部 和 成	(株) 日 笠 運 送	
	山 田 基 嗣	木 下 運 輸 (株)	畑 榮 一 郎	旭 陸 運 倉 庫 (株)	
	河 田 勝 幸	龍 野 運 送 (株)	天 野 泰 仁	日 本 通 運 (株) 姫 路 支 店	
	藤 尾 健 司	姫 路 合 同 貨 物 自 動 車 (株)	谷 井 秀 彰	谷 井 運 輸 (株)	
	小 西 毅	西 播 通 運 (株)	櫻 井 典 子	中 播 運 輸 工 業 (有)	
	三 田 繁 盛	三 田 貨 物 運 送 (株)	松 井 規 佐 夫	マ ル シ ョ ウ 運 輸 (株)	
	監事	石 丸 鐵 太 郎	弁 護 士	武 田 秀 行	(有) 三 甲 運 送
		河 合 勝	三 幸 運 送 (株)		

当日、定時総会に来ていただいた皆様から80,526円の募金をいただきました。
ありがとうございました。



行政からのお知らせ



環境省

「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」について

平素より地球温暖化対策に御尽力いただき感謝申し上げます。

環境省では、2003年から16年間にわたり、地球温暖化対策のため、ライトアップ施設や家庭の照明を消していただくよう呼び掛ける「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を実施してきました。

16年間実施してきたことにより、本キャンペーンの目的である、国民の皆様により日常生活の中で地球温暖化対策を実践する契機としていただくことについては達成できたこと、また、近年のLED照明の普及状況を鑑み、本キャンペーンを終了することとしました。

環境省としては、今後も引き続き、省エネ性能の高いLED照明が投資回収可能なCO2削減対策であること、また、設置後の使い方も含めて、地方公共団体や業界団体等と連携しながら情報を発信していきます。

さらに、今年度は特に、低年齢層を対象とした危機意識を醸成し、認知から行動変容を促すために「2100年の未来の天気予報」の改訂版を作成すること、また、地域の特色にあった脱炭素社会形成に向けた取組みを強化していただくために「地方版COOL CHOICE推進チーム」を支援する補助金を創設し、また、「地域循環共生圏シンポジウム」を開催することなどに注力し、今後も地球温暖化対策に資する事業を行ってまいります。

なお、7月7日は、平成20年よりクールアース・デーと設定されています。これは、天の川を見ながら、家庭や職場において、地球環境の大切さを再確認し、低炭素社会への歩みを実感するとともに、それぞれができる地球温暖化対策の取組を推進するための日として設けられたものであり、その具体的な行動として、“COOL CHOICE”（脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する賢い選択）を提案しています。

(参考) <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/akari/>

<問合せ先> 環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室
TEL 03-5521-8341

令和元年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

夏の時期は、レジャー等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動する子供が増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

令和元年 7月 15日(月)から 7月 24日(水)までの 10日間

7月 15日「交通安全意識を高める日」、「高齢者交通安全の日」及び「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」

3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

4 推進テーマ

みんなで作る 通学路の交通安全
思いやる 気持ちで守る 高齢者

5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

6 運動重点

- (1) 子供と高齢者の交通安全
- (2) 自転車の交通安全
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

7 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 子供と高齢者の交通安全

通学児童・生徒が被害者となる事故や高齢運転者による重大事故が発生していること、また交通事故死者数の4割以上が高齢者であることから、子供とその保護者及び高齢者（高齢運転者を含む。以下同じ。）に対し、参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導等を行い、また、広く県民に対し以下の事項を普及啓発・促進する事により交通安全意識の高揚を図り、子供と高齢者の安全を確保する。

ア 子供の交通事故防止

◆ 交通安全キーワード「こいぬのあしあと」の普及啓発

※ 交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から

い＝いつものみちでも とまる・みる・まつ

ぬ＝ぬれたみちでは スリッパちゅうい

- の=のるときは ブレーキ・ライト だいじょうぶ
- あ=あおしんごうでも みぎ・ひだり
- し=シートベルトは カチツとなるまで
- あ=あかるいふくと はんしゃざい
- と=「止まれ」のばしょは いったんとまって みぎ・ひだり

◆ 通学路等における子供の安全確保

イ 高齢者の交通事故防止

- ◆ 加齢等による身体機能の変化への的確な認識と安全行動の必要性
- ◆ 安全な横断方法（特に左方向から進行してくる車両への注意）
- ◆ 歩行者・電動車いす・自転車利用中の交通ルールとマナー
- ◆ セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及
 - ※ セーフティ・サポートカー（サポカー）とは被害軽減（自動）ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車
 - セーフティー・サポートカーS（サポカーS）とは被害軽減（自動）ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車
- ◆ 運転免許証の自主返納制度と返納者への支援措置
- ◆ 運転適性相談窓口の周知
- ◆ 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用
- ◆ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合い
- ◆ 「高齢者交通安全の日」（毎月15日）

ウ 共通項目

- ◆ 横断歩道における歩行者優先意識の徹底
- ◆ 反射材等の活用
- ◆ 対向車や先行車がない状況でのハイビームの使用
- ◆ 歩行中や運転中のスマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知
- ◆ 思いやり運転、エコドライブの推進
- ◆ 早めのライト点灯
 - ※ 早めのライト点灯推奨時間

期 間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

(2) 自転車の交通安全

自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上のために、以下の事項を普及啓発・促進し、自転車の交通安全を図る。

- ◆ 反射材等の活用
- ◆ 「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）

※ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

- ◆ 傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等の危険性
- ◆ 幼児用座席シートベルトの着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用
- ◆ 条例で義務化された自転車損害賠償保険等の加入
- ◆ 自転車道、自転車専用通行帯等における走行ルール
- ◆ 自転車の点検整備
- ◆ ヘルメット着用
- ◆ 自転車運転者講習制度

(3) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による重大事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転を許さない環境づくりのために以下の事項を普及啓発・促進し、飲酒運転による事故の根絶を図る。

- ◆ 交通事故被害者等の声などを通じた事故の悲惨さ
- ◆ 家庭、職場、地域等における飲酒運転等を許さない環境づくりの必要性
- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止
- ◆ 飲酒運転等の悪質性・危険性
- ◆ 自動車運送事業者等の点呼時のアルコール検知器の使用
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」
 - ※ 酒を飲んだら車を運転しない
 - 運転する時は酒を飲まない
 - 運転する人には酒を飲ませない
- ◆ ハンドルキーパー運動
 - ※ 自動車で複数の者が飲食店等へ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者を事前に決めておく運動

(4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席シートベルト着用率やチャイルドシート使用率がいまだ低調であることから、以下の事項を普及啓発・促進し、正しい着用による事故発生時の被害の防止・軽減を図る。

- ◆ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務
- ◆ シートベルトとチャイルドシートの効果及び正しい着用・使用方法
- ◆ 高速乗合バス及び貸切バスの全ての座席におけるシートベルト着用の必要性
- ◆ 「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」(毎月15日)

事務局からのお知らせ

トラック運送業界の働き方改革アクションプラン等周知セミナーを開催しました。

6月11日(火)、兵庫県トラック総合会館において日本PMIコンサルティング株式会社より小坂真弘氏を講師に公益社団法人全日本トラック協会と共催で標記セミナーを開催し、41名が出席しました。

講師からは、トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプランに基づくトラック運送業者の取組内容、トラック業界が時間外労働の上限規制等をはじめとした働き方改革に適切に対応できるよう解説を含めて講義をしていただきました。

【研修内容】

- ・「働き方改革関連法」及び「改正貨物自動車運送事業法」の概要
- ・トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン【解説編】

講 師：日本PMIコンサルティング株式会社 代表取締役 小坂 真弘 氏



「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸 監理部兵庫陸運部長表彰」について

神戸運輸監理部兵庫陸運部では「貨物自動車の輸送の安全」について、長期間に渡って、安全性の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている貨物自動車運送事業者の事業所に対し安全対策等について顕著な功績が認められることについて評価を行うことを目的として「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰」を実施しています。

つきましては、表彰基準(概要)をご覧くださいまして基準を満たす事業所におかれましては申請書(兵ト協ホームページのトピックス欄に掲載。)に必要書類を添付の上、

8月30日までに(一社)兵庫県トラック協会総務部あて郵送又は持参いただきますよう、お願いいたします。

安全性優良事業所表彰基準(概要)

1. 10年以上連続してGマーク認定を受けていること。
2. 表彰日の直前3年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、第一当事者(推定含む)となる重大事故を惹起していないこと。
3. 表彰日の直前1年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、監査に基づく行政処分を受けていないこと。
4. 定期的な運転者教育を行っており、次のいずれかに該当していること。 ①交通事故防止委員会 ②安全衛生委員会(交通事故防止の内容が含まれているものに限る) ③グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ④交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動 ⑤交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など
5. デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが90%以上の事業所配置車両に装着され、その効果をドライバー教育に反映させていること。
6. Gマークの認定後、次のいずれかに該当していること。 ①荷主からの表彰や感謝状を受けたことがある。 ②安定的な経営を確保している。 ③定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している。

問い合わせ先

兵庫県トラック協会 総務部

TEL: 078-882-5556

令和元年度『経営診断受診促進助成事業』の実施について

1. 事業趣旨

(一社)兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)では会員事業者が経営実態の把握と具体的な課題を抽出し経営体質を高めることを目的として、専門家による受診しやすい一般的な経営診断と、全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断を促進するための助成事業を下記のとおり実施します。

2. 助成対象

兵ト協会員とする。

3. 交付額及び上限等

一般的診断及び総合的経営診断

診断に必要な直接費用 16万円(上限)

参考 全ト協が指定する診断士による総合的経営診断に要する直接費用は概ね160,000円です。

診断士出張旅費 3万円(上限)[東京往復3万円・大阪往復3千円・県内なし]

4. 申請方法、提出書類

1. 一般的経営診断受診申込書、または、総合的経営診断受診申込書(様式1)

※様式1は、兵ト協ホームページに掲載しています。又は、業務部にご連絡願います。経営診断終了後は、下記の書類を提出する。

2. 経営診断受診促進助成金交付申請書(請求)(様式3)

添付書類 ①経営診断(現地調査等)完了報告(様式4)

②「経営診断報告書」の表紙と目次(写) ③経営診断受診後調査票

④経営診断に係る請求書(写) ※直接費用・旅費等が明記してある請求書

5. 申請受付期間

平成31年4月1日～令和2年2月7日

但し、上記期間中であっても助成額が予算額に達した時点で終了とします。

6. その他留意事項

・ 一般的な経営診断

①助成要件

兵ト協の会員として、次に掲げる資料を診断に必要な資料として使用し、経営実態の把握と課題を抽出することが出来る一般的な経営診断を受診したときに係る費用の一部を助成する。

助成回数は、事業年度において1事業者1回限りとする。

②一般的経営診断内容

ア 事業(経営理念と戦略、事業運営と経営管理、労務管理等)の診断

イ 財務(安全性、収益性、成長性、生産性等)の診断

③受診資料

ア 過去3年の決算書若しくは営業報告書

イ 診断士から求められる資料(自己診断チェックリスト含む)

④診断士

診断士は、兵ト協から依頼若しくは事業者自身が依頼し兵ト協が承認する診断士

・ 総合的な経営診断

①助成要件及び受診資料

全ト協標準経営診断システムによる

②診断士

診断士は、全ト協が指定する診断士

7. 問い合わせ先

兵庫県トラック協会 業務部

神戸市灘区大石東町2丁目4-27 TEL 078-882-5556

理事会だより

令和元年度第1回理事会を開催しました

日 時 令和元年6月3日（月）
場 所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、他理事 38名、監事 2名が出席し、下の審議事項は全て承認されました。

議 題

- 第1号議案 令和元年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
- 第2号議案 平成30年度事業報告及びその附属明細書の承認について
- 第3号議案 平成30年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
- 第4号議案 平成30年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
- 第5号議案 会員の入会の承認について
- 第6号議案 第61回定時総会の開催（案）の承認について
- 第7号議案 役員候補者の推薦について
- 第8号議案 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について
- 第9号議案 参事の登用について

第61回定時総会が6月19日（水）に神戸市のANAクラウンプラザホテル神戸で開催されることが承認されました。





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫県労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2019年7月25日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2019年7月26日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

2019年6月4日(火)～2019年7月18日(木) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持 参 品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

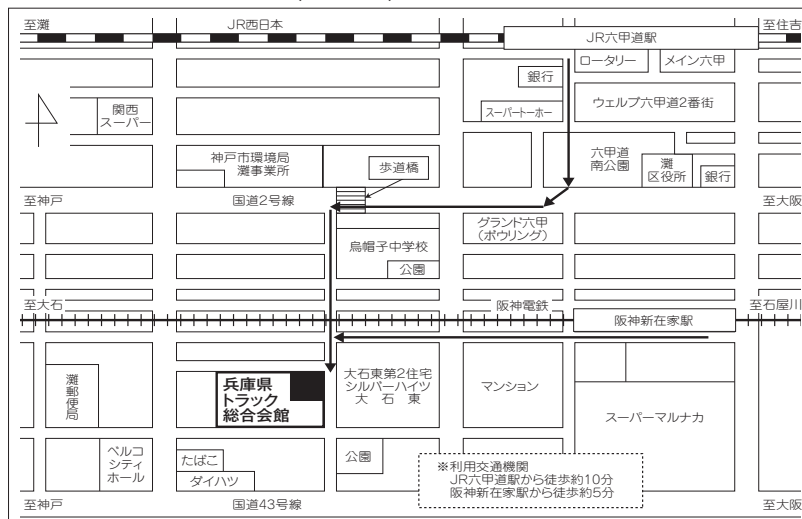
追試験を希望される場合は、受験料2,160円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒 電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒 電話 F A X		
	名称			

本人確認 ※		
--------	--	--

証 明 書			
受講者氏名 _____ ㊟			
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。			
年 月 日			
事業者名 _____			
事業者 _____ ㊟			
書替・再交付年月日	※ 年 月 日	本人確認書類 ※	

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（令和元年5月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日		101.43	105.90	107.83	
出 光		99.60	106.67	108.60	
J エ ナ ジ ー				115.20	
コ ス モ		100.43	105.23	108.75	
昭 和 シ ェ ル		99.97		105.10	
モ ー ビ ル					112.10
エ ッ ソ		101.70		110.00	116.00
三 井		99.30			
そ の 他		101.66	103.19	107.25	109.70
総 計		101.04	104.84	108.27	111.15
31 / 4	全国平均	100.10	調査なし	106.31	108.23
	近畿平均	99.63		106.88	106.81

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成30年6月		100.43	103.20	102.72	109.06
平成30年7月		102.34	105.44	108.49	110.36
平成30年8月		102.51	105.40	108.88	112.97
平成30年9月		102.02	105.61	108.60	111.21
平成30年10月		105.22	107.62	110.72	114.21
平成30年11月		107.95	110.64	114.75	116.74
平成30年12月		101.39	106.51	110.87	113.67
平成31年1月		94.15	99.71	103.88	108.84
平成31年2月		92.61	96.34	100.39	103.97
平成31年3月		95.19	98.26	102.12	107.05
平成31年4月		97.49	100.33	104.87	109.51
令和元年5月		100.59	103.45	107.54	110.80
令和元年6月		101.04	104.84	108.27	111.15
年 間 平 均		100.23	103.64	107.08	110.73

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
元.5.29	東神戸	一般利用	(有)五興商運	盛 哲 也	〒657-0854 神戸市灘区摩耶埠頭1 TEL 078-871-9393 FAX 078-871-9399

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
	代表者	(株)JAFメディアワークス 西 岡 敏 明	山 口 真 人
26	会社名 代表者	機 設 工 業 (有) 定 森 清 尊	(株)機設ロジスティクス 定 森 哲 也
26	代表者	関 西 倉 本 運 送(株) 倉 本 昇	倉 本 昇・古 川 隆 弘
38	住所 TEL/FAX	(株)木 戸 運 輸 西宮市山口町上山口3-454-2 TEL 0797-61-2268 FAX 0797-61-2282	〒669-1143 西宮市山口町上山口3-31-20 TEL 078-903-3375 FAX 078-903-3376
58	会社名 代表者	平 尾(株) 山 本 裕 紀	H I R A O(株) 山 本 和 範
105	代表者	日 之 出 物 流(株) 今 中 啓 勝・富 樫 元 秀	今 中 啓 勝
137	代表者	RYOEI EXPRESS(有) 三 浦 英 行	三 浦 隆 行
159	会社名 代表者	(有)平 沼 運 送 平 沼 清 司	(株)平 沼 運 送 持 安 浩 二
161	代表者	マ ル イ チ 運 輸(株) 吉 川 賢 三	吉 川 賢 三・吉 川 英 男
179	代表者	淡 路 運 輸(株) 友 川 健 夫	友 川 健 史

事務局からのお知らせ

次のとおり退職者・新規採用者がありましたのでお知らせいたします。

人 事 異 動

一般社団法人 兵庫県トラック協会

令和元年 6月30日付

発 令 事 項	氏 名	現 職
退 職	八 木 俊 明	総務部長
退 職	遠 藤 飛 翔	適正化事業部係員

令和元年 7月1日付

発 令 事 項	氏 名	現 職
参 事	村 尾 芳 和	新規採用
総務部係員	中 務 景 衣	新規採用
適正化事業部係員	山 本 拓 司	新規採用

※ 前専務理事 太田啓三 前常務理事 脇田政司は6月19日開催の第61回定時総会をもって退任いたしました。



OFF つづけていこうよ、明日のために…
エコドライブ推進中!
(一社)兵庫県トラック協会

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
6・3	兵ト協 理事会	兵ト協	6・25	60分で分かる重大事故対策セミナー	西研修会部館
4	兵ト協 路線部会 役員会	兵ト協	26	兵庫労働局・労働災害防止団体等連絡会議	兵庫労働基準 会合
5	地球と共生環境の集い 2019	兵庫県公館		兵庫県高圧ガス地域防災協議会 役員会	ANAクラウンプラザ ホテル神戸
6	全ト協 理事会	全ト協	27	全ト協 通常総会・理事会	第一ホテル京 東
	NASVA ガイドライン認定セミナー	西研修会部館		－7月の予定－	
7	近ト協 幹事会	大ト協	1	兵庫県不正軽油対策協議会	兵庫会館
	神戸市危険物安全協会 定期総会	神戸市防災 コミュニティセンター	2	全ト協 鉄鋼部会	ホテルグランド パレス塩釜
8	天狼会 総会	エクスプレ ス路島	3	全ト協女性部会正副会長会議・全国代表者会議	全ト協
	兵青協HOT 21 正副会長・監事会議	段屋	4	神戸港港湾 BCP 協議会	神戸市役所
10	ひょうご環境保全連絡会総会	兵庫民会館		全ト協 海上コンテナ部会 総会	神戸ベイシェ ラトンホテル
11	兵庫県交通安全協会 常任理事会・理事会	楠公会館		兵ト協 タンクトラック部会「通常総会」	東天閣
	ひょうごエコタウン推進会議 総会	ラッセル ホテル	5	兵庫県高圧ガス大会「第1回実行委員会」	兵庫県中央労 働センター
	働き方改革実現に向けたアクションプラン周知セミナー	兵ト協		無事故無違反運動「チャレンジ100」打ち合わせ会議	県民会館
	輸送秩序改善連絡会(三木会)	兵ト協	6	兵青協 総会	中国酒家
12	西播地区運送事業協同組合創立 50周年記念祝賀会	ホテル日航 姫路	8	大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会定例会	神戸第二 地方合同庁舎
13	兵ト協 引越部会 正副部会長・監事会議・委員会	兵ト協	9	兵ト協 取扱部会通常総会・研修会	ホテルオー ク神戸
	Gマーク申請事前相談会(～14日)	西研修会部館	10	全ト協 引越部会	名鉄グランド ホテル
14	ナスバ講習(基礎講習)	兵庫県中央労 働センター	11	自動車関係団体連絡会議	自動車会館
17	兵庫県交通安全協会 評議員会	楠公会館		全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第一ホテル京 東
18	引越事業者優良認定制度事前説明会(TV会議システム)	兵ト協	13	就職フェア for 定通 2020	神戸市立摩耶兵庫 高等学校体育館
	ひょうごエコタウン事業化検討会	ひょうご環 境創造協会	18	全ト協 全国専務理事業務連絡会	東京ベイ 幕張ホール
19	兵ト協 定時総会	ANAクラウンプラザ ホテル神戸	19	兵ト協 路線部会総会	西村屋
	全ト協 重量部会	ホテルテラス ガーデン水戸	20	第47回トラックドライバーコンテスト兵庫県大会	明石運転免許 試験場
20	運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」	兵ト協	24	運行管理者試験事前研修会	兵ト協
21	近畿各府県 女性組織代表者会議	大阪新 阪急ホテル	26	近畿各府県トラック協会部課長会議	大ト協
	兵ト協 海コン部会 総会	神戸ベイシェ ラトンホ テル		兵ト協 重量・鉄鋼部会総会	第一楼
24	60分で分かる重大事故対策セミナー	兵ト協		兵ト協 引越部会 総会	神仙閣
	巡回指導結果報告定例会議	兵庫陸運部		－8月の予定－	
	兵ト協 食品部会 総会	段屋	8・19	特殊車両通行許可オンライン申請講習会	兵ト協
25	近ト協 定時総会・理事会	ホテルグラン ヴィア大阪	25	令和元年度第1回運行管理者試験	神戸ファッ ションマー ト
	兵青協 役員会・評議員会	兵ト協			

適正化事業実施機関からのお知らせ

巡回指導における指導事項（今月のテーマ「社会保険の加入について」）

担当：適正化事業指導員 藤岡 洋貴

平成 30 年 7 月に自動車運送事業者に対する行政処分の基準が改正され、過労防止関連違反(①乗務時間等告示の義務違反、②健康状態の把握義務違反、③社会保険等未加入)に係る行政処分の処分量定が引き上げられました。

処分量定の引き上げ(トラック、乗合バス、タクシー)

○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定を引き上げる。

《現 行》 初違反

乗務時間等告示違反

- (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
- 未遵守5件以下 警告 10日車
 - 未遵守6件以上15件以下 20日車
 - 未遵守16件以上 20日車
 - 未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

健康状態の把握義務違反

- (安全規則第3条)(運輸規則第21条)
- 把握不適切50%未満 警告 10日車
 - 把握不適切50%以上 10日車

社会保険等未加入

- (事業法第25条)(運送法第30条)
- 一部未加入 10日車
 - 全部未加入 20日車

その他の処分量定の改正

- 記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
- 帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

《改 正》 初違反

乗務時間等告示違反

1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記(現行)の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、左記の処分日車数に合算する。

- 未遵守1件 10日車
- 未遵守2件以上 20日車

- 月の拘束時間(トラック)
 - >293時間以内(労使協定320時間)
 - 休日労働
 - >2週間に1回まで

疾病、疲労等のおそれのある乗務

- 健康診断未受診者 1名 警告
- 健康診断未受診者 2名 20日車
- 健康診断未受診者 3名以上 40日車

社会保険等未加入

- 未加入 1名 警告
- 未加入 2名 20日車
- 未加入 3名以上 40日車

- 健康保険
- 厚生年金保険
- 労働者災害補償保険
- 雇用保険

(引用：国土交通省報道発表資料 自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正します～7月から過労防止関連の処分を厳しくします～)

この改正により、社会保険については未加入1人で「警告」、未加入2人で「20日車」、未加入3人以上で「40日車」と処分量定が引き上げられたため、社会保険未加入の運転者が増えると、監査を受けた際に厳しい処分が下される可能性があります。次項で「労災保険」・「雇用保険」・「健康保険」・「厚生年金」について、雇用形態別にどのような条件であれば加入する必要があるかを一覧表でご紹介します。

【労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入について】

雇用形態	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
代表者・役員・同居親族	×(注1)	×(注1)	○(注2)	○(注2)
正社員、準社員、契約社員、嘱託社員など	○	○	○(注2)	○(注2)
短時間労働者(パート・アルバイト等)	○	△(注3)	△(注3)	△(注3)
出向者・派遣労働者	×(注4)	×(注4)	×(注4)	×(注4)
季節労働者	○	△(注5)	△(注5)	△(注5)
日雇労働者	○	△(注6)	△(注6)	△(注6)

(注1)【労災保険、雇用保険】役員及び同居親族については、原則として「労働者」として取り扱われないため被保険者となりませんが、労働性が強く会社との雇用関係が認められる場合は被保険者の要件を満たす場合があります。

(注2)【健康保険・厚生年金保険】すべての法人事業所、常時従業員を5人以上雇用している個人事業所は加入を義務付けられています。

(注3)【雇用保険】所定労働時間が週20時間以上かつ31日以上雇用されている場合、又は前2か月の各月に18日以上雇用された場合は被保険者となります。

【健康保険・厚生年金保険】1週間の所定労働時間、1か月の所定労働日数が常時雇用者と比較して3/4未満の場合で、かつ①～⑤の全ての要件(①週の所定労働時間が20時間以上あること②雇用期間が1年以上見込まれること③賃金の月額が8.8万円以上であること④学生でないこと⑤被保険者数が常時501人以上の企業に勤めていること)を満たす場合は被保険者となります。

(注4)【労災保険、雇用保険・健康保険・厚生年金保険】

原則、出向元や派遣元で被保険者となりますが、保険加入が確認できなかった場合は該当者の保険加入又は派遣者の入替等求める必要があります。

(注5)【雇用保険】継続して4カ月を超えて使用される場合、又は1週間の所定労働時間が30時間を超える場合は被保険者となります。

【健康保険・厚生年金保険】継続して4カ月を超えて使用される場合は被保険者となります。

(注6)【雇用保険】31日以上雇用されている場合又は前2か月の各月に18日以上雇用された場合は被保険者となります。

【健康保険・厚生年金保険】雇用が1カ月を超え引き続き使用される場合は被保険者となります。

【高齢者の健康保険、厚生年金保険について】

年齢・雇用形態	健康保険	厚生年金保険
75歳以上	×(注1)	×(注2)
70歳以上	○	×(注2)

(注1)健康保険では、75歳以上は後期高齢者となるため、健康保険の被保険者となりません。

(注2)厚生年金では、70歳未満が加入の対象となるため、70歳以上は厚生年金保険の被保険者となりません。

【※各種保険の申請や詳細等は厚生労働省(ハローワーク、労働局等)や日本年金機構(ねんきんダイヤル等)にお問い合わせ下さい】

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

2019年7月1日(月)～7月12日(金)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

① インターネットによる頒布

頒布開始日 2019年4月16日(火)

頒布方法 申請案内↓全日本トラック協会
ホームページにて公開

申請書・自認書↓申請書作成システムによる
作成が可能

② 紙媒体による頒布

頒布開始日 2019年5月7日(火) 土・日を除く

頒布方法 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関
(各都道府県トラック協会より入手してください。)

更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	平成29年度(新規)	29*****
2回目更新	平成28年度(初更)	28***** (1)
3回目更新	平成27年度(2更)	27***** (2)
4回目更新	平成27年度(3更)	27***** (3)
5回目更新	平成27年度(4更)	27***** (4)

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

● 有効期限が過ぎたステッカーの貼付

● 有効期限を切り取ったステッカーの貼付

適切ではない使用例

● 車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。

Gマーク認定事業所のみなさん
認定ステッカーを正しく
使用できていますか？



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019